

公 示 送 達 書

白山市告示 第 189号

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

これらの書類は、本市総務部市民税課において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和 8年 6月 4日

白山市長 田 村 敏 和

公示送達する書類の名称	送付を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	白山若葉株式会社	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	井沢 武士郎	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	本井 将文	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	芝 孔明	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	和嶋 伸和	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	清水 武	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	橋本 裕輔	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	湯川 光輝	
令和8年度 軽自動車税 納 税 通 知 書	合同会社FEELS	
	以下余白	

備考 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過した時に送達があったものとみなされます。